

会長選挙について

根研究会の現在の体制は、暫定的な規約を決めたうえで取り決めたもので(「根の研究」第2巻3号参照)、今期執行部の宿題として会則をきちんとし、次期以降の体制を決めることがあります。そこで本号で会則案を提案しましたので、皆様のご意見を参考にして確定したものを「根の研究」第4巻4号に掲載したいと考えています。ただし、いずれにしても、会長選挙は平行して進める必要がありますので、前回の要領にしたがって行ないたいと思います。ご理解とご協力をお願い致します。

公 示

1996-1997年度の会長選挙を以下の要領で行なう。

1. この選挙は、事務局が管理する。
2. 選挙権および被選挙権を有するのは、「根の研究」第4巻4号の会員名簿に登載される個人会員とする。*
3. 会長に立候補する会員は、氏名、生年月日、研究内容あるいは興味の対象、研究会の運営に対する抱負、連絡先をA4版半ページに記載し、事務局まで送る。1995年11月30日までに事務局に到着した分をそのままの形で「根の研究」第4巻4号に掲載する。ただし、立候補がなかった場合は、個人会員の互選によって会長を選出する。
4. 選挙権を有する個人会員は、「根の研究」第4巻4号に同封する投票票旨を用いて投票を行なう。1996年1月31日までに事務局に到着したものを有効投票として取扱う。最多得票者を会長とし、同数の場合は、より若いものとします。ただし、立候補が1名であった場合は、無投票で当選とします。

* 役員の大任制限についてはまだ確定していないが、会則案に照らして、被選挙権を持たない個人会員はいないものとする。また、新会長が決定するまでの新年度期間は前会長が会務を執行し、新会長が決まり次第、速やかに引継ぎを行ない、遡って年度初めから新会長ということにする。